

全体メールに関する制約について

2023年6月25日
世話役会

1. 提案理由

現在全体メールは特に制約がなくどのような案件でも投稿できる。そのため、会員が不快になるような配慮のないメールが投稿される事態になっている。

そのメールを見た会員が著しく不快に感じ強く退会を希望する事案が複数発生していると聞いています。発言の自由を保証することは重要ですがこのような事態は世話役会として見過すことは出来ず、こういった事態を回避するためある程度の制約が必要であると考え以下の規定を決定した。

2. 全体メールに関する制約

1) 目的

本規定は OB 会のメーリングリストの全体メールに関わる投稿について規定するものである。

会員の相互交流と連絡手段を目的として全体メールが設定されているが、近年会員が不快に感じるような配慮に欠けたメールの投稿を見かけるようになった。不快に感じた会員が退会を希望する（規約上退会は出来ないが）事例が複数発生しており本来の目的に相反する事態に至っている。

発言の自由を保証することは重要であるがこのような事態を放置することは不適切と判断して以下のような規定を設けるに至った。

2) 全体メールに関する規定

① 全体メールは次の目的に用いる。

- ・ 会員の交流の場として情報交換に用いる。
- ・ 世話役会からの連絡事項（議事録の公開含む）、イベント等の案内、世話役会の要請に基づく会員からの情報収集等に用いる。

② 全体メールの禁止事項

- ・ 他人への誹謗中傷、人権の侵害など不適切内容の投稿
- ・ 会の運営や世話役会の議事に関する質問、要望等などの投稿
(同内容は下記④項に定めるメールアドレスに投稿するものとする)

③ 禁止事項に抵触する投稿に対する対応

- ・ メール運営側で投稿者に警告を出したのちに以降の投稿を監視モードにする。
(内容を確認した上で全体メールに流す処置)
- ・ 上記処置の後に再度禁止事項が繰り返された場合は世話役会に報告の上投稿者の全体メールへの投稿を停止する。

④ 会の運営や世話役会の議事に関する質問、要望等に関わる事項の取り扱い

- ・ 世話役会メール (admi) に届くアドレスである tud-admi@tud-net.com に送るようにする。

(発言の自由の確保)

なお、このメールアドレスはホームページの「問い合わせ」と同じである。

参照 URL : <https://tud-net.com/contact.html>

以上